

令和3年3月19日
都市局都市政策課

「テレワーク」実施者の割合が昨年度から倍増！
～令和2年度のテレワーク人口実態調査結果を公表します～

国土交通省では、テレワーク関係府省※と連携して、テレワークの普及促進に取り組んでおり、今後の促進策に役立てることを目的として、「テレワーク人口実態調査」を毎年実施しています。

今年度調査におけるテレワーク実施者の割合は、緊急事態宣言中に増加し、昨年度比倍増の19.7%となりました。

※：内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

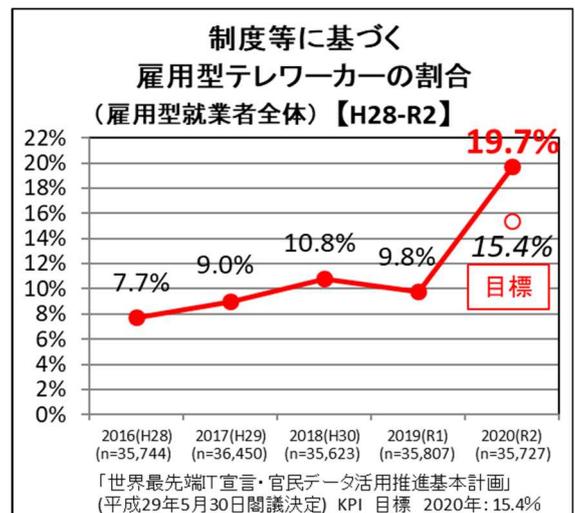
○ 調査結果の概要

(1) 制度等に基づく雇用型テレワーカー※1の割合（政府KPI※2）

雇用型就業者のうちテレワーク制度等に基づくテレワーカーの割合は、昨年度の9.8%から、19.7%と倍増。

※1：社内規定などでテレワーク等が規定されている、または会社や上司などからテレワーク等を認められている雇用型就業者のうち、テレワークを実施している人。

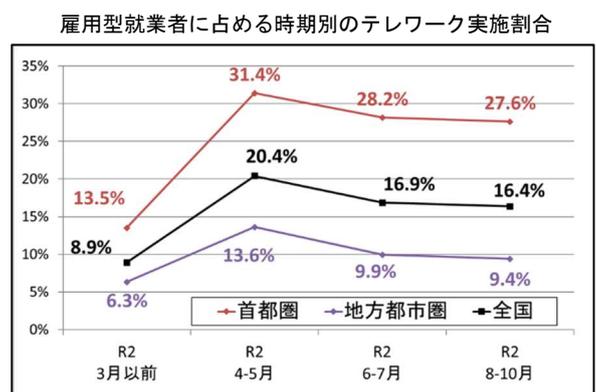
※2：「世界最先端IT宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）において、テレワークの普及に関するKPIのひとつとして、平成32（2020）年には、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増（7.7%→15.4%）させるとしている。



(2) 緊急事態宣言（4～5月）前後のテレワークの実施状況

雇用型就業者のテレワーク実施率※は、緊急事態宣言中に大きく増加し全国で20.4%に達したが、解除後に減少し16%台となっている。

また、緊急事態宣言が発令された4～5月の実施率は、首都圏が31.4%と高い一方、地方都市圏では13.6%にとどまっている。

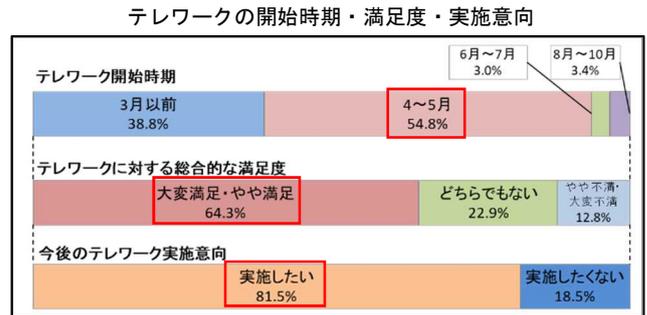


※：制度等に基づかない雇用型テレワーカーを含む。

(3) テレワークの開始時期・満足度・実施意向等

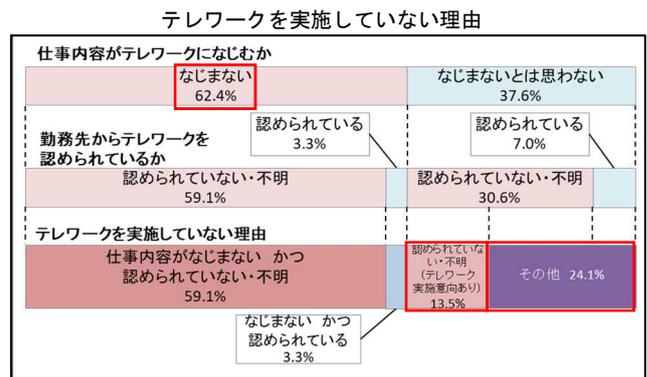
テレワークを開始した時期は、約6割の人が緊急事態宣言が発令された4月以降に開始したと回答。

また、約64%の人がテレワークに総合的に満足しており、今後も実施したい人は約82%であった。



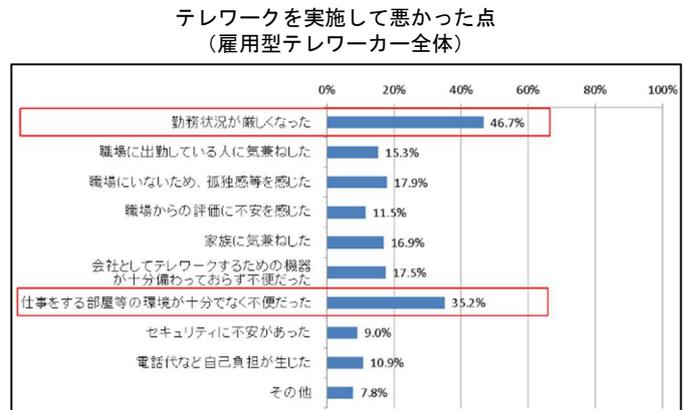
(4) テレワークを実施していない理由

テレワークを実施していない理由としては、「仕事内容がテレワークになじまない」が約62%と最も多く、「会社から認められていない」が約14%、「その他の理由」が約24%であった。



(5) 自宅でのテレワークの課題

テレワークの実施場所は、自宅が約90%と最も多かった。一方、テレワークを実施して悪かった点として、「勤務状況が厳しくなった（仕事に支障、勤務時間が長くなる等）」(約47%)に次いで、「仕事をする部屋等の環境が十分でなく不便だった」(約35%)との回答が多く、コワーキングスペース等の利用意向がある人は、テレワーク実施者のうちの約38%であった。



[参考]

■ 調査方法：就業者を対象として、令和2年11～12月にWEB調査を実施 (有効サンプル数40,000人)

■ 調査結果はホームページに掲載されています。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/telework_index.htm)

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市政策課 垣内、山中

電話：03-5253-8111 (内線 32243、32247) 直通：03-5253-8398 Fax：03-5253-1586